

指定一般相談支援事業所「地域移行支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供する指定地域相談支援の内容契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	グッドワン株式会社
主たる事務所の所在地	〒135-0002 東京都江東区住吉一丁目14番11号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高橋 倫子
設立年月日	平成28年12月1日
電話番号	03-6284-0411

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	グッドワン	
地域相談支援の種類	指定地域移行支援	
事業所の所在地	〒135-0002 東京都江東区住吉一丁目14番11号	
電話番号	03-6284-0411	
指定年月日・事業所番号	令和7年8月1日指定	1330801984
管理者の氏名・兼務職種	長嶋 恵美子	相談支援専門員・訪問介護員
通常の事業の実施地域	江東区	
事業所が行う他の指定 障害福祉サービス等	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 計画相談支援	(平成29年2月1日指定) (平成29年2月1日指定) (平成29年2月1日指定) (平成29年6月1日指定)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的・運営方針	① 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行います。 ② 関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ③ 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
------------	--

4. 事業所の職員体制（令和8年6月1日現在）

職種	人数	勤務形態	資格	経験年数
管理者	1名	常勤	介護福祉士	10年
相談支援専門員	3名	常勤2名 非常勤1名	介護福祉士3名	平均 9年

5. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定一般相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援を行います。
地域移行支援に従事する者	①基本相談支援 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、区市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 ②指定地域移行支援 障害者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。

6. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（土・日曜日及び12月30日～1月3日は休業）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

7. 通常の事業の実施地域

江東区

8. 主たる対象者

障害の種類は特定しない。

9. 指定地域移行支援の提供方法及び内容

（1）地域移行支援計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で

適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、地域移行支援計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、又は、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握し、支援全般にかかわる「サービス等利用計画」を作成します。

「サービス等利用計画」に基づき、指定一般相談事業所の相談支援専門員又は地域移行支援に従事する者が、サービス利用計画の内容及び利用者及びその家族の生活に対する意向を踏まえ、地域移行に必要な援助の方針、解決すべき課題、その達成時期、相談支援専門員又は地域移行支援に従事する者が行う支援内容等を記載した「地域移行支援計画」の原案を作成します。

相談支援専門員又は地域移行支援に従事する者が、作成した地域移行支援計画の原案に盛り込んだ支援内容等について、給付費等の対象となるか否かを区分けした上で、原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

以上の計画に基づき、

- (2) 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助を行います。
- (3) 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援を行います。
- (4) 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援を行います。
- (5) 地域移行支援計画の変更

利用者が地域移行支援計画の変更を希望した場合、または事業者が地域移行支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とサービス等利用計画を作成した相談支援専門員との調整を図り、利用者双方の合意に基づき、計画を変更します。

10. 利用料金

サービス利用料金	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定区市町村より代理受領します。
交通費	通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合には、区市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるほか、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 03-6284-0411 担当者氏名 長嶋 恵美子
---------	-----------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	江東区障害者施策課	電話番号 03-3647-9350
	福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 03-5283-7020

13. 虐待防止の責任者

虐待防止に関する責任者を下記のとおり選定し、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

虐待防止責任者の氏名（管理者）	長嶋 恵美子
-----------------	--------

14. 第三者評価の実施状況

なし

15. サービスの利用にあたっての留意事項

以下のような行為があり、ハラスメントに該当すると認められた場合、サービスを中止させていただきますので、あらかじめご了解ください。

- ① 暴力または乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声・大声を発する
 - ・対象範囲外のサービスの要求 等
- ② セクシュアルハラスメント
 - ・相談支援専門員の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真（画像）を見せる
 - ・性的な話や卑猥な言動をする 等
- ③ その他
 - ・相談支援専門員の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為 等

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	事業者名	グッドワン株式会社	
	所在地	東京都江東区住吉一丁目14番11号	
	代表者職・氏名	代表取締役社長 高橋 倫子	印
	事業所名	グッドワン	
	所在地	同上	
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住所	
本人との続柄	
氏名	印